入 札 の 注 意 事 項

1　代表者等が入札される場合について

参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、**入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。**

代表者等名で記入した入札書を社員等が持参して入札する場合は、持参者の本人確認を入札前に行います。

①　本人確認ができる**顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参**してください。

②　**持参していない場合**、本人確認ができないため**入札書の受領ができません**ので御注意ください。

2　代理人が入札される場合について

代表者ではなく、**参加申込時に届出があった代理人が入札される場合は、代理人の本人確認を入札開始前に行います。**

なお、参加申込時に届出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の上、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。

①　**代理人の本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参**してください。

②　**次の場合、**代理人の権限確認ができないため**入札書の受領ができません**ので御注意ください。

・代表者もしくは届出のあった者以外が入札権限を行使するとき
（県が指定した様式の委任状が入札前までに提出されている場合を除く）
・代理人が本人確認書類を持参していないとき

3　入札書について

(1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意して下さい。

うち、「物品入札書」には金額を記入してください（第１回入札用）。

「物品入札書【再入札用】」は金額欄を未記入としてください（再入札用）。

※再入札日が入札日と異なる場合は開始前に再度本人確認を行います。

(2) 入札金額は、契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を記入してください。

※　入札金額を訂正した入札書は無効となります。

4　見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです

入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

※見積書提出日が再入札日と異なる場合は開始前に再度本人確認を行います。

5　消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入又は入力しないで下さい。

※　消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。